

父子家庭にも 扶養手当支給

朝霞市、来年度から

と、条例が導入されれば県内初で、全国十一例目という。

国の児童扶養手当法は、支給対象を高校生以下の母子家庭に限定している。しかし、低所得者層が増える中、ひとり親家庭の経済的負担に性差はなく、男女共同参画社会の実現の観点からも必要と判断した。(山内悠記子)

朝霞市は、二〇〇九年度中に、高校生以下の子どもを持つ父子家庭を対象に、市独自の扶養手当を支給する「父子手当条例」(仮称)を制定する方針を決めた。富岡勝則市長が十八日の定例市議会で明らかにした。市による